

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	予防接種事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

光市は、予防接種事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県光市長

公表日

令和8年3月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事業に関する事務
②事務の概要	<p>本業務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し、期日または期間を指定して予防接種を行うとともに、統計の報告等の事務を行うものである。</p> <p>1 特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①予防接種の実施②予防接種の記録③健康被害の救済措置④未接種者への勧奨通知⑤統計報告資料、データ分析の処理⑥新型コロナウイルス感染症の予防接種 <p>2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none">・自治体窓口における新型コロナウイルス感染症予防接種証明書(以下「接種証明書」という。)の紙による発行(令和5年度以前の接種に係る接種記録についての接種証明書)
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none">・第9条第1項(利用範囲)、別表の14、126の項・第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・第19条第6号(委託先へ提供) <p>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none">・第10条第1,2,3,4,5,6項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表</p> <p>(表における情報照会の根拠)25,27,28,29の項、153の項</p> <p>(表における情報提供の根拠)25の項、153の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部健康増進課 山口県光市光井二丁目2番1号 0833-74-3007
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月20日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月20日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

<選択肢>
1) 基礎項目評価書

[基礎項目評価書]		2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>個人情報を取り扱う際には、必ず複数人で確認し対応することとしており、事務手続きを進める際は、上長の最終確認(決裁)をとることとしている。また、人為的ミスが発生するリスクに対し、下記の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人為的ミスを防止するための対策を職員間で十分に共有し、取り扱いに注意している。 ・事務手続きを進める際には、送付誤りや給付誤りが発生しないよう、ダブルチェックを行っている。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲内に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月6日	3. 個人番号の利用	・第10条第1.2.3.4.5.6項 3. 予防接種法(昭和23年法律第68号) ・第5条(市長長が行う予防接種) ・第6条(臨時に行う予防接種) ・第15条(健康被害の救済措置) ・第28条(実費の徴収)	・第10条第1.2.3.4.5.6項	事後	誤記修正
平成29年9月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	17.18.19の項	16の2.17.18.19の項	事後	番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
平成29年9月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第13条 予防接種法(昭和23年法律第68号) ・第16条(給付の範囲)第1項第4号、第2項第4号 ・第28条(実費の徴収)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条	事後	誤記修正
平成29年9月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(別表第二における情報提供の根拠)なし ※予防接種事業において情報提供ネットワークシステムにおける情報提供は行わない。	(別表第二における情報提供の根拠)16条の2の項	事後	番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
平成29年9月6日	I-7	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1400	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401	事後	平成29年4月1日付変更
令和1年6月28日	I-5-②	健康増進課長 柏木裕美	健康増進課長	事後	
令和1年6月28日	IV	-	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和2年6月10日	II-1	2015/4/30	2020/4/30	事後	保護評価の再実施のため
令和2年6月10日	II-2	2015/4/30	2020/4/30	事後	保護評価の再実施のため
令和3年3月1日	I-1-②	-	⑥新型インフルエンザの予防接種を追加	事後	
令和3年3月1日	I-3-1	・第9条第1項(利用範囲)、別表第一の10の項	・第9条第1項(利用範囲)、別表第一の10、93の2の項 ・第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号、別表第二の115の2の項	事後	
令和3年3月1日	I-4-②	(別表第二における情報照会の根拠)16の2.17.18.19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第13条 (別表第二における情報提供の根拠)16の2の項	(別表第二における情報照会の根拠)16の2.17.18.19の項、115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 (別表第二における情報提供の根拠)16の2の項、115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、第59条の2	事後	
令和3年11月15日	I-1-②-2	-	2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年11月15日	I-1-③	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年11月15日	I-3	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲)、別表第一の10、93の2の項 ・第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号、別表第二の115の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10条第1.2.3.4.5.6項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲)、別表第一の10、93の2の項 ・第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号、別表第二の115の2の項 ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第6号(委託先へ提供) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10条第1.2.3.4.5.6項	事後	
令和3年11月15日	I-4-②	番号法19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和7年3月25日	I-1-②-2	2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・令和5年度以前の接種に係る接種記録の登録及び修正 ・自治体によるVRSからの接種記録の出力及び閲覧 ・自治体窓口における新型コロナウイルス感染症予防接種証明書(以下「接種証明書」という。)の紙による発行	事後	
令和7年3月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲)、別表第一の10、93の2の項 ・第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号、別表第二の115の2の項 ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第6号(委託先へ提供) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10条第1.2.3.4.5.6項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲)、別表の14、126の項 ・第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号 ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第6号(委託先へ提供) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10条第1.2.3.4.5.6項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠)16の2、17、18、19の項、115の2の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の規定に基づき、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 (別表第二における情報提供の根拠)16の2の項、115の2の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の規定に基づき、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第59条の2	番号法19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (表における情報照会の根拠)25.27.28.29の項、153の項 (表における情報提供の根拠)25の項、153の項	事後	
令和7年3月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	福祉保健健康増進課 山口県光市光井二丁目2番1号	福祉保健健康増進課 山口県光市光井二丁目2番1号 0833-74-3007	事後	
令和7年3月25日	IV リスク対策		十分である	事後	
令和7年3月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		十分である 個人情報を取り扱う際には、必ず複数人で確認し対応することとしており、事務手続きを進める際は、上長の最終確認(決裁)をとることとしている。また、人為的ミスが発生するリスクに対し、下記の対策を講じている。 ・人為的ミスを防止するための対策を職員間で十分に共有し、取扱いに注意している。 ・事務手続きを進める際には、送付誤りや給付誤りが発生しないよう、ダブルチェックを行っている。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年3月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		2) 目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスクへの対策	事後	
令和7年3月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		・十分である ・業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧できる特定個人情報、担当業務に必要な範囲内に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和8年3月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本業務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し、期日または期間を指定して予防接種を行うとともに、統計の報告等の事務を行うものである。 ①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③健康被害の救済措置 ④未接種者への勧奨通知 ⑤統計報告資料、データ分析の処理 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 令和5年度以前の接種に係る接種記録の登録及び修正 ・自治体によるVRSからの接種記録の出力及び閲覧 ・自治体窓口における新型コロナウイルス感染症予防接種証明書(以下「接種証明書」という。)の紙による発行	本業務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し、期日または期間を指定して予防接種を行うとともに、統計の報告等の事務を行うものである。 1. 特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③健康被害の救済措置 ④未接種者への勧奨通知 ⑤統計報告資料、データ分析の処理 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種記録についての接種証明書	事後	
令和8年3月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	事後	
令和8年3月23日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月30日 時点	令和8年2月20日時点	事後	保護評価の再実施のため
令和8年3月23日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月30日 時点	令和8年2月20日時点	事後	保護評価の再実施のため